

富里市歯と口腔の健康づくり推進条例について

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔^{こうくう}の健康づくりについて、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに保健医療福祉関係者、教育関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を総括的に示し、その目的は「市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の健康保持及び増進に寄与すること」にあることを定めています。

【解説】

- 1 本条例は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市、歯科医師、保健医療福祉関係者、教育関係者及び市民がそれぞれ有する責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔の健康づくりを推進していくという市の施策の枠組みを提示した条例であって、市民の権利を制限し又は義務を課すことを内容とするものではありません。
- 2 「歯と口腔の健康づくり」とは、歯と口の中について、むし歯、歯肉炎、歯周病、摂食機能障害等のない健康な状態にし、その状態を保持するための取組みをいいます。
なお、歯の健康については、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（厚生労働省策定）において言及されており、その基本的な考え方は、本条例でも異なることはありません。

第2条 基本理念

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯を通じて適切な歯科保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

【趣旨】

元来、個人の健康は、各個人が主体的に取り組むべきものですが、そのためには、社会全体として、各個人の主体的な健康づくりを支援する環境整備も必要となります。

そこで、本条例の基本理念は、市民が日常生活の中で意識して健康づくりに取り組めるよう促進すること、そのための環境整備を推進することを柱としています。

【解説】

- 1 歯と口腔の健康づくりは、身体の健康を保持増進する重要な要素であることは、前述したとおりですが、これを本条の基本理念において述べたものです。
- 2 「歯科保健医療福祉サービス」とは、歯と口腔の保健指導や治療等のサービスをいい、市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに欠かせない役割を果たしています。

第3条 市の責務

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、基本的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、市が本件条例に基づいて市民の歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり市の責務を定めたものです。

【解説】

- 1 市とは、市長部局、各行政委員会（教育委員会等）等を含めた普通地方公共団体としての富里市をいいます。その意味で、本条は、富里市として歯と口腔の健康づくりを推進していくことを明らかにしたのですが、具体的な施策については、本件条例を所管する執行機関が中心として実施されることとなります。
- 2 「基本理念にのっとり」とは、常に本件条例に規定される基本理念を念頭に置き、それを手本、基準とすべきことをいいます。

第4条 歯科医師等の責務

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は，基本理念にのっとり，市が実施する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は，市民の歯・口腔にかかる保健分野及び医療分野のいずれにおいても，歯科医師等の果たす役割が特に重要であることから，歯科医師等について，市の実施する基本的施策への協力を責務として定めたものです。

【解説】

- 1 「歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者」とは，歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士のほか，例えば，厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許を有する医療関係者であって，歯科医師と連携協力して，歯科医療又は保健指導を行う看護師，准看護師，言語聴覚士等が考えられます。
- 2 「保健指導」とは，何らかの健康問題を持つ人，将来健康問題を持つ危険性のある人，将来の健康問題に危惧を抱いている人などを対象に，保健医療従事者が専門的な立場で有効な情報を提供することなどを通じて，健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいいます。

第5条 保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第5条 保健，医療若しくは福祉又は教育に係る職務に携わる者であって，歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は，基本理念にのっとり，歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに，歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し，及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は，歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり，歯科保健指導など歯と口腔の健康づくりに関わる業務を行う保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割について定めたものです。

【解説】

- 1 「保健，医療若しくは福祉又は教育に係る職務に携わる者」とは，職務の性質，指導（支援）する対象者の観点から，①保健医療福祉関係者として，保健，医療及び福祉のそれぞれの分野において，歯と口腔の健康に関する業務を行う者（歯科医師，歯科衛生士，保健師，看護師，栄養士，保育士，訪問介護員等，食生活改善推進員，福祉関係の団体など。）②教育関係者として，主に学校等において児童生徒の歯と口腔の健康にかかわる指導を行う者（学級担任，学校栄養職員，養護教諭など。）をいいます。
- 2 「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携及び協力する」とは，各個人あるいは各主体が，それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するだけでなく，他者との連携，協力を努めることにより，更なる一層効果的な歯と口腔の健康づくりを推進しようとするものです。

第6条 市民の役割

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりにおいて、市民に期待される役割を規定したものです。

市民は、健康の保持増進のためその重要性に対する関心と理解を深め、日頃から積極的に行動することが必要です。歯と口腔の健康づくりは、全身の健康づくりにも関係しているため市民の役割として自主性や自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを規定したものです。

【解説】

「自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組む」とは、例えば、日頃から歯や歯肉等の自己観察（セルフチェック）をすること、正しい磨き方に基づいて毎食後欠かさず歯磨きをすること、定期的に歯科検診を受けることなどが挙げられます。

第7条 基本計画の策定

(基本計画の策定)

第7条 市長は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に定めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画は、独立した計画として策定するのではなく、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として策定する「富里市健康増進計画」（案）の中に、歯と口腔の健康づくりの推進に係る目標及び施策等を盛り込む形として取り組むこととします。

第8条 基本的施策の実施

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (3) 母子保健，学校保健，成人保健，高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障害を有する者，介護を必要とする者等が歯科保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

【趣旨】

本条は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を明示し、その実施を規定したものです。

【解説】

- 1 「歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること」とは、歯と口腔の健康づくりに関する関係情報の収集と関係者への提供、及び連携協力が重要であることから、市と関係者の連携体制を構築し、歯・口腔の健康づくりを円滑に実施していこうとするものです。
- 2 「フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること」とは、フッ化物応用等（フッ化物配合の歯磨剤，フッ化物の歯面塗布などをいう。）が、むし歯予防において最も予防効果の高い手段といえることから、効率的・効果的に行われるよう情報提供や技術的助言を行うことにより、歯・口腔の健康づくりの推進を図ろうとするものです。
- 3 「母子保健，学校保健，成人保健，高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること」とは、子どもから高齢者に至るまで、全てのライフステージにおいて、市，教育，保健，医療，福祉など様々な分野の関係者が実施する保健事業を通じて、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図ろうとするものです。
- 4 「障害を有する者，介護を必要とする者等が歯科保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進に関すること」とは、むし歯や歯周疾患等が治療されていないなど歯と口腔の健康状況が良好でないケースが見られるため、そうした障害者等の歯と口腔の健康づくりについて、推進していこうとするもの

です。

- 5 「前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること」とは、今後、第1号から第4号までに掲げる以外で歯・口腔の健康づくりの推進を図る上で必要な事項に対応するものです。

第9条 委任

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項がある場合は市長が別に定めると規定したものです。